

「障害者雇用分科会における 2024 年度目標の中間評価について(案)」に対する意見の募集結果

令和 7 年 2 月 5 日
厚生労働省職業安定局
障害者雇用対策課

「障害者雇用分科会における2024年度目標の中間評価について(案)」について、令和7年1月17日から令和7年1月31日まで御意見を募集したところ、1件のご意見をいただきました。(なお、今回御意見を募集させていただいた「障害者雇用分科会における2024年度目標の中間評価について(案)」とは、直接関係しない御意見を2件承っております。)

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様方の御協力に御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の概要	御意見に関する考え方
適切かと考えますが、少子高齢化の状況ですが、不足と言われております「システムエンジニアリングサービス契約」のIT技術者やアニメーターなど障害者が雇用できそうな場所などまだまだございます。 企業側が障害者雇用が不安といわれている企業も依然としておりますし、都道府県によって依然として統一性がない状態が続いております。 そこを解決しないと意味がないように思えます。	障害者雇用については、その雇用者数が21年連続で過去最高を更新するなど、着実に進展していますが、特に比較的小規模の企業において、実雇用率の伸びが大きくなかったこと等により、今般公示した「障害者雇用分科会における 2024年度目標の中間評価について(案)」のとおり、雇用率達成割合の目標の達成に至りませんでした。 そのため、同案にお示ししているとおり、今後ともハローワークにおいて、 ・ 労働局・安定所が一体となり、法定雇用率の引上げ等により障害者雇用が必要となる事業主も含め、各企業の現状を分析し、優先的に支援が必要と認められる事業主への訪問指導等を実施すること ・ 事業主への訪問指導等に際しては、各企業における取組上の課題やニーズを把握し、それらを踏まえた支援策の提案や助言を行うこと ・ 法定雇用率未達成企業への指導・支援においては、障害者の雇入れに確実につなげることを意識し、求人受理に当たって充足が見込める内容となるよう事業主に対して必要な助言を行うこと といった取組を着実に実施してまいります。